平成２６年（フ）第３４６号
新潟市東区秋葉通２丁目3722番地196　Ｃ棟351号
債務者　山田　　仁
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４８号
新潟市中央区和合町２丁目６番23号
債務者　松澤　寿子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７８号
新潟市江南区亀田大月２丁目１番29号　レオパレス大月101号
債務者　遠藤　俊明
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７号
石川県羽咋郡宝達志水町北川尻ム13番地
債務者　寺谷　令子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第２８号
石川県羽咋郡宝達志水町今浜ヨ35番地４
債務者　境　　健太
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第２９号
石川県羽咋郡宝達志水町今浜ヨ35番地４
債務者　境　　陽子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第３０号
石川県鹿島郡中能登町能登部下123部15番地
債務者　宮川　惣輔
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第３１号
石川県鹿島郡中能登町能登部下123部15番地
債務者　宮川　仁美
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第２８５号
山梨県甲斐市竜王新町2128　医療法人聖樹会介護老人保健施設山梨ライフケア・ホーム、住民票上の住所山梨県甲斐市富竹新田1128番地　名取ハイツＢ101
債務者　伊藤　房江
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７６号
長野県飯田市鼎上山3526番地　堀内アパート６号
債務者　松沢　良樹
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第７７号
長野県飯田市鼎上山2373番地　エミネンス上山Ｂ102号
債務者　中村　修司
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第５６号
長野県伊那市中央5001番地　マルコアパート102号
債務者　田畑　和子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第５７号
長野県上伊那郡辰野町大字平出2042番地４コーポ山田103号
債務者　愛甲　　晋
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第２０４号
兵庫県宝塚市旭町２丁目12番24―401号、前住所兵庫県宝塚市米谷２丁目２番11―402号
債務者　宮﨑　　博
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
兵庫県伊丹市西野３丁目227番地　ターナウエストＢ203号
債務者　比嘉　俊輔
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
奈良市大宮町３丁目４番24―201号
債務者　寅井　　満
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
奈良地方裁判所